



2026 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 B i t c o i n J a p a n 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長CEO フィリップ・ロード
(コード番号: 8105 東証スタンダード)
問い合わせ先 執行役員管理部長 矢 部 和 秀
TEL. 03-6824-9481

第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）
及び第 2 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 16 日付の取締役会決議において、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」といいます。）並びに第 2 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の買取契約及び総数引受契約（以下、個別に又は総称して「本件買取契約」といいます。）を割当予定先との間で締結することを決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本件買取契約の締結を総称して「本第三者割当」といい、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」といいます。）。

記

1. 募集の概要

(1) 本新株予約権付社債の概要

① 払 込 期 日	2026 年 8 月 3 日
② 新株予約権の総数	40 個
③ 各社債及び新株予約権の発行価額	本社債：総額金 1,500,000,000 円（各社債の金額 100 円につき金 100 円とします。） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
④ 当該発行による潜在株式数	10,869,560 株 (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当該当初転換価額である 138 円で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 下限転換価額は 69 円（以下「下限転換価額」といいます。）であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、21,739,120 株です。
⑤ 調達資金の額	1,500,000,000 円

⑥ 転 換 価 額 及 び 転換価額の修正条件	当初転換価額は138円とします。 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、割当日の2取引日（東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）後に初回の修正がなされ、以後2取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「CB 修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、転換価額は、CB 修正日に、当該CB 修正日に先立つ2連続取引日（以下「CB 価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限転換価額を下回る場合、下限転換価額とします。）に修正されます。但し、当該CB 価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、転換価額の修正は行われません。また、CB 価格算定期間内において本新株予約権付社債の発行要項第12項第(4)号⑤の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該CB 価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されま (2) 上記第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前3取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの本新株予約権付社債の転換ができない期間（以下「CB 株主確定期間」といいます。）、②当該CB 株主確定期間の末日の翌取引日においては、転換価額の修正は行わないものとし、その場合、次に転換価額の修正が行われるのは当該CB 株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、2取引日が経過する毎に、本新株予約権付社債の発行要項第12項第(4)号④(イ)に準じて転換価額は修正されます。 (3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本社債に付された新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使（以下「⑪その他」において定義します。）に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月16日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本社債に付された新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合（以下「株式分割等」と総称します。）が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。
⑦ 行 使 請 求 期 間	2026年8月4日～2027年8月3日
⑧ 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により全ての本新株予約権付社債をEVO FUNDに割り当てます。
⑨ 利 率 及 び 償 還 期 日	利率：本社債には利息を付しません。 償還期日：2027年8月4日
⑩ 償 還 価 額	額面100円につき金100円
⑪ そ の 他	(1) 当社は、本社債の払込日以降の任意の日を償還日として、いつでも、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100

	円で償還します。かかる償還を行うために、当社は、償還日の2週間以上前に、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」といいます。）に対して、書面により償還に必要な事項を記載した通知を行う必要があります。当社は、償還日において、残存する本社債の一部又は全部を本社債の金額100円につき金100円で償還することができます。 (2) 本新株予約権付社債権者は、本社債の払込日から3か月が経過した日以降、取引所における当社の普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が下限転換価額を5営業日連続で下回った場合、当該日以降いつでも、償還を希望する日（以下「繰上償還日」という。）の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、残存する本社債の一部又は全部の償還を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で償還することができます。 (3) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。 (4) 当社は、本日付で、割当予定先との間で本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る本件買取契約を締結いたします。本件買取契約において、(3)記載の譲渡制限に加え、以下の内容が定められます。 ① 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本社債に付された新株予約権又は本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。 ② 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。 ③ 割当予定先は、本新株予約権付社債又は本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
--	--

(2) 本新株予約権の概要

① 割 当 日	2026年8月3日
② 発行新株予約権数	593,779個
③ 発 行 価 額	総額6,531,569円（新株予約権1個につき11円）

④ 当該発行による潜在株式数	59,377,900 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 69 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 59,377,900 株であります。
⑤ 調達資金の額	8,200,681,769 円（注） 内訳 新株予約権発行による調達額 6,531,569 円 新株予約権行使による調達額 8,194,150,200 円
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は 138 円とします。 (1) 本新株予約権の行使価額は、割当日の 2 取引日後に初回の修正がなされ、以後 2 取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「WT 修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、行使価額は、WT 修正日に、当該 WT 修正日に先立つ 2 連続取引日（以下「WT 価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該 WT 価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、WT 価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該 WT 価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「WT 株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）、②当該 WT 株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該 WT 株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、2 取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第 10 項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。 (3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値（本新株予約権の発行後に株式分割等が行われた場合には、公正かつ合理的な調整を行います。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。
⑦ 行使請求期間	2026 年 8 月 4 日～2027 年 8 月 4 日
⑧ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
⑨ その他	当社は、本日付で、割当予定先との間で、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載する行使停止条項、割当

	予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本件買取契約を締結いたします。
--	--

(注) 本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変動する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「資金調達の主な目的」に記載のとおり、目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（3）本資金調達の特徴」に記載の資金調達のメリット及びデメリット並びに「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（4）他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本資金調達によるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本資金調達を採用することを決定しました。

資金調達の主な目的

当社は文久元年（1861 年）の創業以来、常に繊維をフィールドに時代の変化に応じて事業領域を拡充し、M&A、資本業務提携等を重ねながら、意匠撚糸（糸の表面に色や形状の加工をし、特徴のある表情や風合い、装飾効果を持たせた糸）の製造卸から婦人洋品、きもの、寝装品を取り扱う繊維専門商社として発展してまいりました。しかしながら、国内の繊維産業は、中国や東南アジアからの安価での大量輸入、衣料品販売の伸び悩みなどを背景に縮小基調にあり、また、きもの産業は、市場規模の縮小傾向が続いており、先が見通しにくい環境が続いておりました。このような事業環境を受けて、当社は、2017 年 6 月に RIZAP グループ株式会社（以下「RIZAP グループ」といいます。）への第三者割当による新株発行を実施し、資金調達を行うとともに、同社の子会社となることで、新たに経営の建て直しの途を模索いたしました。しかしながら、その後の新型コロナウイルス感染症の発生や、生活環境の変化や趣味嗜好の変化などの影響を受け、その後も厳しい事業環境が継続しており、当社グループの業績は、2025 年 3 月期まで 7 期連続で営業損失、経常損失を計上するに至っており、経営改善が急務の状況に置かれています。

このような中、2025 年 8 月 4 日、当社の親会社であった RIZAP グループより、デジタル資産（暗号資産／仮想通貨など）の売買、管理、決済、報酬などに関連するプラットフォームやサービスの提供を事業内容とし、ニューヨーク証券取引所に上場する Bakkt Holdings, Inc. の子会社である Bakkt Opco Holdings, LLC（以下「Bakkt」といいます。）に対して、2025 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数の 30%を譲渡する旨が公表され、2025 年 8 月 5 日、RIZAP グループから Bakkt に対する当社の普通株式 16,864,650 株の譲渡が完了しました。これにより、RIZAP グループは当社の親会社に該当しないこととなる一方で、Bakkt が、新たに当社のその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。

当社は、Bakkt より、Bakkt が有するデジタル資産に対する高い知見を活かした、ビットコイン・トレジャリー戦略採用の提案を受けました。ビットコイン及びその他のデジタル資産に対する投資を財務戦略として取り入れることで、当社の収益源の多様化と中長期的な企業価値向上を目指す旨が企図されておりました。あわせて、現在、世界の電力供給能力を AI 需要が急速に上回りつつある状況を背景に、AI インフラ事業への新たな参画についても提案を受けました。当該事業への参画については、AI インフラ事業を新たな収益基盤として確立することで、当社の成長性を高めていく趣旨でした。

これらの提案を踏まえ、2025年11月11日の当社臨時株主総会における決議を経て、当社のコア事業であるファッション事業、きもの事業及びマテリアル事業については従来通り維持・継続することを前提としつつ、新たに AI インフラ事業への投資を主軸とし、デジタル資産については準備資産としての保有を基本方針とすべく、フィリップ・ロード氏を当社の CEO に、また Mehrab Hosseinbor 氏を当社の CFO に迎え、新たな経営体制となりました。

続いて、当社は、2025年12月15日に、第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行（以下「第1回新株予約権」といいます。）を行い、AI インフラ事業及びビットコイン・トレジャリー戦略のための資金調達を行いました。

これは、当社は現在の AI インフラ投資事業を加速させるべきだと考えており、その理由は、AI の需要が急速に増加する中で、AI は全てのモデル、推論で電力を消費することから、世界の電力供給能力を AI の電力需要が上回りつつあるからです。そして、AI を大規模に稼働させるためには、データセンター、AI チップ、エネルギー等の AI インフラが必要となるところ、実際に 2030 年までに世界の AI データセンターの容量は、現在の約 6 倍である 156 ギガワットを超え、その規模を達成するためには約 6.7 兆ドルの資本を要すると言われており、世界では既に 1 兆ドル以上が AI インフラへ投資されています（注）。そして日本については、明確な規制環境、多様化したエネルギー構造及び世界資本へのアクセスという優れた優位性を持ちながらも、AI インフラ投資の観点からはいまだに投資機会が豊富なブルーオーシャンであると認識しており、日本マーケットに商機を見出しております。当社は、日本における上場会社として、AI インフラ投資の第一人者を目指しているためです。（注）

出典：McKinsey & Company 「The cost of compute: A \$7 trillion race to scale data centers」

なお、実際に 2026 年 5 月 27 日より AI インフラ投資事業を開始し、その投資第一弾として、当該分野に特化した世界有数の企業である X.AI Corp.（本社：アメリカ合衆国・カリフォルニア州サンフランシスコ・ベイエリア、代表取締役：イーロン・マスク。以下「X.AI 社」といいます。）との吸収合併が予定されている Space Exploration Technologies Corp.（本社：アメリカ合衆国テキサス州キャメロン郡ボカチカ、代表取締役：イーロン・マスク。以下「スペース X 社」といいます。）に対し、当社の子会社である BTCJPN US LLC より、Viva-SX LLC - Series H（本社：C/O PRIVATE WEALTH LAW, 400 S 4TH ST STE 540, LAS VEGAS, NV 89101, GP: Viva SPV GP LLC。以下「ビバファンド」といいます。）を通じて出資しました（以下「第1回 AI インフラ投資」といいます。）。第1回 AI インフラ投資は、第1回新株予約権の行使により同日までに調達できた資金 1,854,669,587 円のうち、第1回新株予約権の資金使途①「AI インフラ事業」への投資資金に充当した 1,300,000,000 円と、当社が保有する手元資金 744,889,928 円との、合計 2,044,889,928 円を、米ドルに両替した上で当社より子会社 BTCJPN US LLC への増資を行い、子会社 BTCJPN US LLC よりビバファンドへ出資をしたものです。ビバファンドは、現在スペース X 社の株式を間接的に保有しており、同社の株式が上場され、ロックアップ期間（株式の強制的な譲渡制限期間）が経過した後に、当社へ当社持分に対応するスペース X 社の株式を引き渡す契約となっております。（なお、その後株価が上昇し、第1回新株予約権の行使が進んだため、現在はずでに手元資金からの充当額であった 744,889,928 円を同行使資金にて充当済みです）。引渡しがなされた以後は、当社において自由に売却可能となる予定です。

また、2026 年 6 月 26 日に、投資第二弾として、AI インフラの世界的企業である、Figure AI Inc.（本社：3960 N First St, San Jose, CA 95134, United States、代表取締役 CEO：ブレット・アドコック、以下「Figure AI 社」といいます。）に対し、アメリカ合衆国デラウェア州において設立された有限責任会社（LLC）である特別目的会社（SPV）（以下「本ファンド」といいます。なお、本ファンドはアメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコに拠点を置くゼネラル・パートナーにより管理されており、以下、当該管理者を「本 GP」といいます。）を通じて出資を行いました（以下「第2回 AI インフラ投資」といいます。）。第2回 AI インフラ投資は、第1回新株予約権の行使により調達した資金総額 3,045,192,600 円のうち、AI インフラ事業への投資資金として 800,000,000 円を充当し、手元資金 373,216,000 円との合計 1,173,216,000 円を当社より子会社 BTCJPN US LLC への資本拠出を行い、子会社 BTCJPN US LLC より出資したものです。

しかしながら、当社は、上記のとおり第1回新株予約権による調達資金から実際に新規事業を開始できたのが 2026 年 5 月 27 日からであり、2026 年 3 月期現在においては影響がありませんでした。そして、既存事業につい

でも営業黒字、プラスのキャッシュ・フローを達成するための施策を実施してまいりましたが、国際情勢の変化や物価上昇に伴う経済状況の変化による影響、新規事業及び新体制構築のための費用計上等により、2026年3月期連結会計年度の経営成績は、売上高 29 億 59 百万円（前年同期は売上高 30 億 98 百万円）となり、営業損失 4 億 62 百万円（前年同期は営業損失 3 億 55 百万円）、経常損失 4 億 82 百万円（前年同期は経常損失 3 億円）、親会社株主に帰属する当期純損失 5 億 37 百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失 4 億 7 百万円）となりました。なお、2026年3月期における自己資本比率は 86.2%となっております。

以上のように当社の経営成績はいまだ回復しておりません。そのため、現在の当社株価はときおり短期的に上昇する局面もありますが基本的には低迷を続けております。その結果、第 1 回新株予約権は全量の行使がなされたものの、行使額修正がなされたため当初の調達予定額 5,764,574,500 円のところ実際の調達額 3,145 百万円、うち発行諸費用を除く差引手取額 3,095 百万円にとどまることとなってしまいました。

これにより、本来は①AI インフラ事業への投資資金：3,951 百万円②ビットコイン・トレジャリー戦略に基づく保有資金：988 百万円③運転資金：775 百万円を充当する予定でありましたが、実際の充当状況は、①AI インフラ事業への投資資金へ差引手取額の全額である 2,850 百万円を充当し、③運転資金についてもごく一部である 245 百万円のみを充当し予定額から大幅に不足する状態となっております。そして、予定していた②ビットコイン・トレジャリー戦略に基づく保有資金については充当できませんでした。

しかしながら、上記の事情は当社の根本的な投資方針又は戦略方針に変更を生じさせるものではありません。

当社の AI 関連投資は、その性質上、中長期的投資に該当するものであり、投資収益の実現には相応の期間を要することが見込まれます。特に、利益実現は、投資先企業又は関連資産に係る IPO、セカンダリー市場取引、その他の流動化機会等、将来的な流動性イベントの発生に依存しております。

その結果、当社は、AI インフラ投資方針の長期的な戦略的妥当性については引き続き確信しているものの、既存投資からの将来的な利益実現のみに依拠することは、短期から中期にかけた財務安定性の強化、継続的な収益創出能力の改善、及び持続的な企業価値向上の観点から十分ではないと判断いたしました。

これを踏まえ、当社は、既存投資戦略を補完するため、追加的な資本施策及び、当社のより広範な AI 関連投資フレームワークとの戦略的一貫性を維持する隣接領域への選択的な事業展開を行う必要があると判断いたしました。

当社は、これらの施策が当初の AI インフラ戦略からの逸脱を意味するものではないことを強調いたします。むしろ、これらは、

- (i) 収益源の多様化、
- (ii) 財務レジリエンスの向上、
- (iii) 将来的な投資機会へのアクセス強化、
- (iv) 中長期的な株主価値創出の支援、
- (v) 既存投資に係る流動性イベント発生時期への依存度低減

を通じて、当社が当該戦略を継続的に実行する能力を強化することを目的としております。

追加的な事業機会の検討に際して、当社は、AI エコシステム全体との戦略的関連性又は経済的接続性を有すると経営陣が判断する領域に重点を置いております。これには、AI 関連インフラ、コンピュータ環境、フィジカル AI、高度計算及び知能システムを支える重要素材・サプライチェーン関連分野、並びに関連デジタル技術分野が含まれます。当社は、戦略的一貫性、リスク管理及び長期的資本効率を重視した規律ある投資方針を維持してまいります。

また当社は、追加的な収益基盤の構築及びバランスシートの柔軟性向上が、市場からの信頼性向上、資金調達能力の安定化、並びに新株予約権の行使環境を含む将来的な資本調達活動に寄与する可能性があると考えております。

以上を踏まえ、当社は、現時点において追加的な資金調達施策及び関連事業拡大施策を推進することは、投資戦略の継続性維持、財務安定性強化、及び中長期的な株主価値保護の観点から合理的かつ必要であると判断しております。

このような状況において、当社は、新たに、以下の4つの事業戦略を立てることを決定いたしました。

1. 未公開株投資：プライベート・セカンダリー取引を通じた5つのテクノロジー・メガトレンドへの分散投資。条件付き配分が未執行の場合のユニバーサル・フォールバックとしても機能
2. レアアース鉱山投資：南アフリカ共和国所在のレアアース鉱山への支配持分取得。日系商社との購買合意を通じて日本の重要鉱物サプライチェーン脆弱性を解消
3. ロボット・アズ・ア・サービス投資：日本企業向けの完全マネージド型ロボティクス・サービス基盤。経常収益モデルにより日本の少子高齢化に起因する深刻な労働力不足に対応
4. ビットコイン投資：第1回新株予約権により投資ができなかったため、本資金調達により再調達し、法定通貨の価値毀損に対する長期ヘッジとして、市場環境を踏まえ選別的に取得を行う価格連動型のビットコイン配分

以上のため、今回の資金調達を行うことを決定いたしました。

今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては下記「4 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

なお、今回の資金使途において、AI インフラ投資を計上しておりませんが、AI インフラ投資を今後行わないという意味ではありません。

当社は、市場環境、利用可能資金、社内投資基準及び取締役会承認手続を前提として、今後も継続的な投資戦略の一環として、AI インフラ及びAI 関連投資の評価・実行を継続していく方針です。当社のAI 投資活動は、本資金調達に関連して当初想定されている投資案件のみに限定されるものではありません。当社は、AI インフラ、AI アプリケーション、フィジカル AI、及び関連技術分野を、コンピューティングインフラ、知能システム及びAI サービスに対する世界的需要の継続を背景として、中長期的に重要性を有する戦略投資分野であると認識しております。

当社は、AI 分野の長期的発展が、ソフトウェアアプリケーションのみならず、関連インフラ、サプライチェーン要件、エネルギーシステム及び商業展開環境からも大きな影響を受けると認識しております。これを踏まえ、当社の投資方針は、AI エコシステムの複数セグメントにおける戦略的一貫性を維持することを目的として、より広範なAI インフラ及びAI アプリケーション投資フレームワークへと発展しております。

このような背景のもと、当社は、地上及び軌道上（宇宙）AI コンピューティングインフラ、データ及びソフトウェアプラットフォーム、フィジカル AI 技術（ヒューマノイド）、並びに必要なに応じた関連サプライチェーン分野を含む、AI バリューチェーンの様々な領域における投資機会を検討していく方針です。当社は、AI エコシステムの複数領域に分散して投資を行うことが、ポートフォリオのレジリエンス向上及び中長期的な資本配分の安定化に寄与すると考えております。

また当社は、AI 関連投資機会について、インフラ、モデルアーキテクチャ及び商業展開技術の世代交代に伴い、今後も長期にわたり継続的に発展していく可能性が高いと考えております。そのため、当社は、AI 関連投資が今後も継続的に当社投資活動の重要な構成要素であり続けると見込んでおります。

したがって、第1回新株予約権の行使が計画どおり進捗した場合、当社は開示済みの資金使途及び投資方針に従い資金を投下する予定です。また、実行した AI 関連投資又はその他事業活動から利益が実現した場合には、市場環境、流動性、ポートフォリオ集中リスク及び当時の社内審査手続等を踏まえた上で、その一部を追加的なAI インフラ又はAI 関連投資へ再投資する可能性があります。

当社は、今後の投資について、適切なリスク管理措置のもと選択的に実施していく方針です。投資判断に際しては、バリュエーション、流動性、戦略的整合性、規制上の要素及びポートフォリオ全体のバランス等を総合的に評価いたします。当社は、無秩序な事業拡大や投機的投資活動を行う意図はありません。

さらに、当社は、金融投資会社としての性格を維持する方針です。そのため、今後の AI 関連投資については、主として少数持分投資、SPV スキームその他の非オペレーション型投資ストラクチャーを通じて実施し、オペレーションリスクの抑制及びバランスシート規律の維持を図る予定です。

以上のとおり、現時点において、当社は AI インフラ投資を中止する決定を行っておらず、AI 関連投資機会への継続的関与に関する当社の基本的戦略方針にも変更はありません。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当て、本新株予約権付社債については払込期日に調達を達成でき、また、本新株予約権については割当予定先による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権について、割当予定先である EVO FUND との間で、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受けにつき本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生を停止条件とする本件買取契約を締結いたしますが、本資金調達の特徴は以下のとおりです。なお、本件買取契約において締結される取り決めの内容については、上記「1. 募集の概要 (1) 本新株予約権付社債の概要 ①その他」及び「1. 募集の概要 (2) 本新株予約権の概要 ⑨その他」もあわせてご参照下さい。

① 本新株予約権付社債の転換価額の修正及び本新株予約権の行使価額の修正

本新株予約権付社債及び本新株予約権については、割当日の2取引日後に初回の修正がされ、以後2取引日が経過する毎に修正されます。転換価額・行使価額が修正される場合、転換価額・行使価額は、当該CB修正日・WT修正日に先立つ2連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。

② 当社による行使停止要請（行使停止条項）

割当予定先は、当社から本新株予約権の行使の停止に関する要請（以下「停止指定」といいます。）があった場合、停止指定期間（以下に定義します。）中、停止指定期間の開始日に残存する本新株予約権の一部又は全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、かかる停止指定を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。

- ・当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）として、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、かかる行使期間の末日までの期間中の任意の期間を指定することができます。
- ・停止指定期間は、当社がEVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）に対して停止指定を通知した日の3取引日後以降の日から当社が指定する日までとなります。なお、当社は、停止指定を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- ・停止指定期間は、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、かかる行使期間の末日までの期間中のいずれかの期間とします。
- ・当社は、EJS に対して通知することにより、停止指定を取り消すことができます。なお、当社は、停止指定を取り消した場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

③ 制限超過行使の禁止

本件買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本社債に付された新株予約権又は本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る本社債に付された新株予約権又は本新株予約権の行使（制限超過行使）を行わせないこと。
- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本社債に付された新株予約権又は本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本社債に付された新株予約権又は本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本社債に付された新株予約権又は本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権付社債又は本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

（２）資金調達方法の選択理由

当社は、様々な資金調達方法を検討しておりましたところ、EJS から本資金調達の提案を受けました。

当社は、本新株予約権付社債の発行により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、また、残りの必要金額については本新株予約権の行使により株価に配慮した形での調達が可能となるため、今般の資金調達を選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「（３）本資金調達の特徴」及び「（４）他の資金調達方法」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

（３）本資金調達の特徴

[メリット]

（本新株予約権付社債）

① 即座の資金調達

本新株予約権付社債の発行により、当社は本新株予約権付社債の払込期日において、必要な手元資金の確保が可能となります。また、本新株予約権付社債は無担保であり、当社は下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いることができます。

② 株価影響を分散し早期転換も期待できる設計

本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となる一方、転換価額の修正条項が付されていることにより、ある程度早期における転換の進行も期待できる設計となっております。

③ 金利コストを抑えての調達

本新株予約権付社債はゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

④ 本件買取契約上の本新株予約権付社債の譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡に際し、当社取締役会の決議における当社の事前の書面による承認を要します。そのため、当社の事前の書面による承認がない限り、EVO FUNDから第三者へ本新株予約権付社債が譲渡されることはありません。

(本新株予約権)

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計59,377,900株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

② 行使停止指定

当社が行使停止条項に基づき本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することに配慮しながら資金を調達することが可能となります。他方で、全額を新株予約権による調達とした場合、行使がなされなければ調達ができないため、資金需要とのバランスを考慮して、一部を本新株予約権付社債による調達としております。

③ ディスカウントなしでの株式発行

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされるのが一般的ですが、本新株予約権は、WT修正日に先立つ2連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）と設定されているため、参照株価からディスカウントがされません。株価上昇時には当該行使価額がWT修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性はありますが、株価下落時には当該単純平均値の100%がWT修正日の直前取引日終値の100%を上回る可能性があり、修正頻度によって当社にとって有利な条件があるか否かが決定されるものではないと考えられます。また、期間の平均値を採用することで、直前取引日の終値を採用した場合と比較して株価下落時において行使価額が高くなるため、株価下落時にさらなる株価下落を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されることが期待される設計であると考えております。したがって、株価動向次第では直前取引日の終値からディスカウントされることはあるものの、参照株価からディスカウントがなされない設計により、一般的な行使価額修正条項付新株予約権と比較して市場株価から乖離が少ない価額での行使が期待されるため、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおり参照株価からのディスカウントがなされないことから、参照株価からのディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。なお、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 ③ 制限超過行使の禁止」に記載した制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができることになっており、本件買取契約においてもその旨定めております。

④ 株価への影響の軽減

本新株予約権においては下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

⑤ 株価上昇時の調達額の増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑥ 株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している59,377,900株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、EVO FUNDが投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑦ 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めてEVO FUND又はEJSを含むEVO FUNDの関係会社に対し通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能です。取得額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

⑧ 本件買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡に際し、当社取締役会の決議における当社の事前の書面による承認を要します。そのため、当社の事前の書面による承認がない限り、EVO FUNDから第三者へ本新株予約権が譲渡されることはありません。

[デメリット]

(本新株予約権付社債)

① 転換価額下落による転換株式数の増加及び希薄化の発生

本新株予約権付社債の転換価額は、当初転換価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、転換の対象となる株式数が増加します。なお、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合に交付される株式数は21,739,120株（議決権数217,391個）であり、2026年6月8日現在の当社発行済株式総数73,690,348株及び議決権数702,476個を分母とする希薄化率は29.50%（議決権ベースの希薄化率は30.95%）に相当します。そのため、本新株予約権付社債の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、本新株予約権付社債は、原則として約1年間にわたって段階的に転換される予定であり、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。

② 一時的な負債比率の上昇

本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。

③ 満期までに転換されない場合や株価が一定期間大幅に下落した場合に本新株予約権付社債権者の任意の判断により償還請求がなされ、償還資金が必要となる可能性

本新株予約権付社債については、満期までに転換がなされなかった場合に償還を行う必要があります。また、本新株予約権付社債には、本社債の発行から3か月が経過した日以降、取引所における当社の普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が下限転換価額を5取引日連続で下回った場合、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、繰上償還日において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる権利が付されているため、本新株予約権付社債権者の任意の判断により償還請求がなされ、当該償還に係る資金が必要となる可能性があります。

④ 不特定多数投資家からの資金調達が行えない

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(本新株予約権)

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価下落・低迷時に行使が進まない可能性

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。

③ 資金調達額の減少

本新株予約権は、株価の下落局面ではその行使価額も下方に修正されるため、下方修正後に行使が行われた場合、資金調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、EVO FUNDが本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑥ 希薄化の発生

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は59,377,900株（議決権数593,779個）であり、2026年6月8日現在の当社発行済株式総数73,690,348株及び議決権数702,476個を分母とする希薄化率は80.58%（議決権ベースの希薄化率は84.53%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、本新株予約権は、原則として最長約1年間にわたって段階的に行使されることが想定され、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。

なお、当社発行済株式総数に対し、議決権ベースで84.53%という大規模な希薄化率となる本新株予約権の発行を決定した理由としましては、下記「4 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当社にとって本資金調達を実行する必要性が極めて高く、当社事業において早急な資金確保の必要性が生じているためです。

また、希薄化率の縮小も検討いたしましたでしたが、当社株価のボラティリティが高いことから、株価低迷時に新株予約権行使が進まないリスクも考慮し、現在推進しているAIインフラ投資事業等を見据え、株価が低迷し調達可能な資金が一定程度当初計画から下回ってもデフォルトを起こさないよう、可能な限りの資金調達ができるような希薄化率としております。したがって、本資金調達による希薄化は大規模ではあるものの、あくまで本資金調達の必要性に照らして必要十分な規模に設定されています。

（4）他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

（a）公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（b）新株式の第三者割当

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

（c）種類株式及び種類株式を目的とする新株予約権の発行による第三者割当増資

第三者割当による種類株式及び種類株式を目的とする新株予約権の発行も、即時の資金調達の有効な手法となりえますが、多数の投資家との交渉や各種規制当局との調整が必要であり、かかる交渉・調整に時間を要することが見込まれるため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

（d）株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・オファリングには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、発行会社はそ

のような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

③ 借入れ・社債のみによる資金調達

社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、本新株予約権付社債のような資本への転換の機会がなく、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下し、今後の資金調達の余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払 込 金 額 の 総 額	9,700,681,769 円
本新株予約権付社債の払込金額の総額	1,500,000,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	6,531,569 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	8,194,150,200 円
② 発 行 諸 費 用 の 概 算 額	43,650,000 円
③ 差 引 手 取 概 算 額	9,657,031,769 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額及び本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、主に本資金調達に係る弁護士費用、本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値評価費用、第三者委員会の意見取得関連費用、引受先へのコンプライアンスチェック費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税を含んでおります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 9,657,031,769 円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 未公開株投資	3,756	2026 年 8 月～2028 年 2 月
② レアアース鉱山投資	3,503	2026 年 8 月～2028 年 2 月

③ ロボット・アズ・ア・サービス投資	1,446	2026年8月～2028年2月
④ ビットコイン投資	662	2026年8月～2028年2月
⑤ 増加運転資金	290	2026年8月～2028年2月
合計	9,657	

- (注) 1. まずは本新株予約権付社債により調達した資金を①未公開株投資に充当する予定です。また、本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、上記①から順に優先して行う予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、超過分は上記①に充当する予定であります。
2. 当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権により調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記各資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

① 未公開株投資

当社は、次の10年間のグローバル経済成長を支える基盤的インフラを構成する複数のテクノロジー・メガトレンドにおいて、高い確信度を持つ分散型の未公開株式ポートフォリオを構築することを目指します。プライベート・セカンダリー市場での取引により、IPO前評価額での優良資産へのアクセスが可能となり、流動性イベント（IPO・M&A等）実現時における相当規模のキャピタルゲインが期待されます。

本投資は、以下の3つのテーマに対して行います。

具体的な投資先については、3つの取引先との相互秘密契約により取得した案件情報について現在検討中であり、決定次第開示する予定です。

なお、投資をするにあたっては、具体的な投資先の諸条件及び税法その他準拠法等を勘案し、最も当社グループに有利な条件となるように当社の子会社を選定又は設立し、当該子会社に当社から出資を行い、当該子会社から投資を行う予定です。

費用の内訳には、株式取得対価に加えて、各投資におけるファイナンシャルアドバイザー、デューデリジェンス、リーガル（国内法のみならず準拠法ごとの適法性）チェック、財務・法務アドバイザー等の諸経費を含みます。目標収益は、プライベート・セカンダリー取引を通じて得られる参入時評価額の水準を踏まえ、投資先企業の流動性イベント実現時におけるキャピタルゲインを中心とし、必要に応じて当該有価証券の保有者が得られる受動的な収益機会により補完されるものとします。なお、売却時には売却益が計上されます。

(ア) AI 基盤モデル分野：AI 事業の基盤技術を有するグローバル企業で、かつ近い将来の株式上場に向けた準備を進めている企業への投資を予定しております。

(イ) フィジカル AI/ヒューマノイド分野：現実世界の物理的な環境を認識・理解し、ロボットや機械を通じて物理的なアクションを実行する AI 技術のことです。従来の AI がデジタル空間での情報処理（テキスト生成、画像認識など）を得意としていたのに対し、フィジカル AI は現実世界で「モノを動かす」「環境に働きかける」という物理的なタスクを実行できる点が大きな特徴です。これは後述する資金使途③の RaaS 投資との相乗効果を狙っております。投資を行うだけでは

なく、当社が日本にて投資先企業の製品であるハードウェアの販売等の事業展開を行うことも予定しております。

② レアアース鉱山投資

レアアース元素は、AI エコシステムを支えるエネルギー源となる風力発電設備、先端半導体、ヒューマノイドロボットをはじめとする次世代技術の必須投入資源です。日本は、中国がグローバル生産・精製の大部分を占めるという構造的なサプライチェーン脆弱性を抱えています。当社は、戦略的な必要性和商業的魅力の双方から、南アフリカ共和国所在の鉱山プロジェクトへの支配持分取得を通じて、日本のレアアース供給網多様化に貢献したいと考えております。

なお、具体的なプロジェクト資産については、近日中に投資予定先がインターネット上に用意する予定のヴァーチャルデータルーム（従来の物理的なデータルームに代わり、オンライン上で高いセキュリティを保ちながら文書を共有・管理できる仕組みのこと。似ているサービスであるクラウドストレージやファイル共有サービスとの違いは、特にセキュリティに着目し、厳密なアクセス権限設定や閲覧履歴の管理が行われることが特徴です。）により開示がなされる予定だと投資予定先（社名等の情報は相手先の希望により非開示）の会長より口頭で伝えられております。現段階においては、投資予定先との間で契約書等の取り交わし前ではありますが、当社代表取締役 CEO フィリップ・ロードと投資予定先会長との間で協業に関心を示す正式な書面（レター）を交換しております。また、準備行為としてサポート業務を依頼する予定先（社名等の情報は相手先の希望により非開示）との間で、法的拘束力のない関心表明の書面を取り交わしております。

なお、投資をするにあたっては、具体的な投資先の諸条件及び税法その他準拠法等を勘案し、最も当社グループに有利な条件となるように当社の子会社を選定又は設立し、当該子会社に当社から出資を行い、当該子会社から投資を行う予定です。

費用の内訳として、株式取得対価、案件発掘・ブローカー報酬、地質・技術・環境デューデリジェンス費用、クロスボーダー取引ストラクチャリングに係る法務費用、その他プロジェクト開発・管理費用を想定しております。目標収益は、プロジェクト開発に伴う資本価値の上昇に加え、オフテイク・マージン（日本は総合商社経由、米国は流通業者経由）を想定しております。

③ ロボット・アズ・ア・サービス (RaaS) 事業投資

RaaS 事業は、当社が直接運営する唯一の事業ユニットであり、資金使途①（イ）フィジカル AI/ヒューマノイド分野投資との戦略的整合性及び日本のヒューマノイド RaaS における先行者優位の確保を目的として意図的に保有するものでございます。少子高齢化に起因する深刻な構造的労働力不足が、日本の製造業・物流・産業セクターに重大な事業継続リスクをもたらしています。ヒューマノイドロボティクスの普及は、この課題に対する変革的な解決策となりますが、中堅・大企業を問わず、ロボティクスシステムの単独調達・統合・保守は依然として高度な複雑性とコストを伴います。当社は、資本集約的なハードウェア購入を予測可能なオペレーティング費用（OpEx）に転換し、全ライフサイクルにわたるサービスを提供する完全マネージド型の RaaS プラットフォームを通じて、このギャップを埋めることを目指します。

費用の資金使途としては、下記を含みます。

- （ア）概念実証（PoC）調査：対象日本企業クライアントへの有償 PoC 展開によるユースケース検証・サービスデリバリーモデルの精緻化
- （イ）ユースケース開発：米国プラットフォームの日本の操業基準・安全規制・業務フローへの適合に係るエンジニアリング費用
- （ウ）旗艦デモンストレーション施設：クライアント・メディア・行政関係者向けのライブデモ施設（要追加検討）

- (エ) パートナーシップ契約：OEM・SIer（システムインテグレーター。IT システムの企画・設計・開発・導入・保守・運用までを一括して請け負う企業のこと）との各種契約締結に係る法務・商務費用
- (オ) チーム体制・インフラ整備：技術・営業・カスタマーサクセス専門人材の採用、オペレーション基盤の構築

なお、投資をするにあたっては、具体的な投資先の諸条件及び税法その他準拠法等を勘案し、最も当社グループに有利な条件となるように当社の子会社を選定又は設立し、当該子会社に当社から出資を行い、当該子会社から投資を行う予定です。

目標収益については、RaaS 事業、特にヒューマノイドロボット分野は、日本市場においてまだ黎明期にあります。よって、現時点では、国内におけるヒューマノイドの産業利用、顧客導入状況、価格体系及び継続課金モデルに関する客観的な市場データが十分に蓄積されておらず、具体的な売上目標や収益見込みを客観的に裏付けることは困難な状況です。当社は有償の PoC（実証実験）導入から継続的なサービス契約へと段階的に事業を拡大し、顧客基盤の拡大に伴い継続収益型の収益基盤を構築のうえ、事業運営の自立化を目指す方針です。なお、事業上の重要な進展については、その都度適時に開示いたします。

④ ビットコイン投資

現在のグローバルマクロ経済環境は、主要経済圏（USD・JPY・EUR）における財政赤字の高止まり・持続的な量的緩和・構造的なマイナス実質金利を特徴としています。これらの状況は、歴史的に法定通貨の購買力毀損と相関関係にあります。

ビットコインは、発行上限 2,100 万 BTC という固定供給量・分散型・非主権的デジタル資産として、15 年以上にわたる実績の中で、法定通貨の価値毀損に対する信頼性の高い長期的価値保全手段としての地位を確立しています。そこから当社は、投機的ポジションではなく、資本保全戦略の一環として設計された規律あるヘッジ配分として、ビットコインに投資を行います。目標収益はなく、法定通貨価値の低下に対する長期的な資本価値保全のヘッジとします。

なお、当社がビットコインの保有を戦略的意図として表明してきたにもかかわらず、これまでに取得を完了していない点については、これは戦略的放棄ではなく、ガバナンス整備を優先するアプローチを採用してきた結果でございます。具体的には下記の理由です。

(ア) 機関投資家向けカストディ・インフラの整備

機関投資家グレードのビットコイン・カストディには、日本の認可 OTC デスク (SBI VC トレード、bitFlyer Prime、Coincheck for Business 等) との連携、分別管理されたコールド・ストレージ体制の構築、マルチシグネチャ・ガバナンス・プロトコル、監査済の内部統制フレームワークが必要となります。当社は本インフラの整備を進めてまいりましたが、完全なカストディ導入は未完了の状況でございます。

(イ) J-SOX 内部統制の完了

規模を有するビットコイン保有には、取引執行承認、カストディ照合、マーク・トゥ・マーケット評価、開示に関する個別の J-SOX 内部統制手続が必要です。よってビットコイン購入前に内部統制の完了を優先してまいりました。

(ウ) 法務及び会計意見の取得

金融庁の分類及び日本基準 (J-GAAP) 及び金融商品の取扱いに関する IFRS 第 9 号基準下における会計処理に関する専門法律意見書は取得済でございますが、当初想定した規模の配分を踏まえると、追加の詳細化が必要となりました。

(エ) 市場タイミングの規律

当社は、過去の価格水準で即時に投資を実行するのではなく、リスク調整後の投資機会が魅力的と判断される水準に至らなかったため、取得を見送ってまいりました。

今後においては、前述（ア）～（ウ）の充足ができましたので、リスク調整後の投資機会が魅力的であると判断される場合に、市場環境を踏まえて選別的にビットコインの取得を行ってまいります。当社は、ビットコインの保有量自体を KPI とするものではなく、取締役会が承認したリスク限度の範囲内で、長期的な 1 株当たり本源的価値の向上に資する戦略的な資本としてビットコインを位置付けております。なお、より高い価値創造が期待される AI 関連等の投資機会が生じた場合には、資金使途①記載の未公開株投資に資金使途を変更の上、振り替えを行うことがあります。

なお、投資をするにあたっては、諸条件及び税法その他準拠法等を勘案し、最も当社グループに有利な条件となるように当社の子会社を選定又は設立し、当該子会社に当社から出資を行い、当該子会社から投資を行う予定です。

⑤ 増加運転資金

上記 4 つの戦略に対し、増加する運転資金を確保いたします。内訳は、役員（CSO、COO）増員の報酬、法務・IR 費用増分、新規事業チーム IT システム導入、海外出張費、その他一般管理費です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本資金調達により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

① 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する本件買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表取締役：山本顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、評価基準日（2026 年 7 月 15 日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（138 円）、予定配当額（0 円／株）、無リスク利率（1.2%）、当社普通株式の株価変動性（170.7%）及び市場出来高等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、今後の当社の株価動向に基づき段階的に転換がなされることを目的として、割当予定先との協議により、CB 修正日に、当該 CB 修正日に先立つ 2 連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されるものとし、当初転換価額については 2026 年 7 月 15 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額、下限転換価額については当該終値の 50%に相当する金額（1 円未満の端数切上げ）にそれぞれ設定されております。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額である額面 100 円当たり 99.4 円から 99.6 円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本新株予約権付社債の払込金額を額面 100 円当たり 100 円で決定しており、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価が新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債の発行条件が有利な条件に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会（社外取締役監査等委員 2 名を含みます）から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額のレンジの範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本件買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、評価基準日（2026 年 7 月 15 日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（138 円）、予定配当額（0 円／株）、無リスク利子率（1.2%）、当社普通株式の株価変動性（170.7%）及び市場出来高等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

なお、本新株予約権の行使価額につきましては、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、WT 修正日に、当該 WT 修正日に先立つ 2 連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されるものとし、当初行使価額については 2026 年 7 月 15 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額、下限行使価額については当該終値の 50%に相当する金額（1 円未満の端数切上げ）にそれぞれ設定されております。

その上で、当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権 1 個当たり 11 円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を 11 円としております。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を大きく下回らない水準で決定されている本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会（社外取締役監査等委員 2 名を含みます）から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額と同額で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式数 10,869,560 株（議決権数 108,695 個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 59,377,900 株（議決権数 593,779 個）を合算した総株式数は 70,247,460 株（議決権数 702,474 個）であり、希薄化率（2026 年 6 月 8 日現在の当社の発行済株式総数である 73,690,348 株（総議決権数 702,476 個）を分母とします。以下同じです。）は 95.33%（議決権における割合は、総議決権数の 100.00%）に相当します。

なお、本新株予約権付社債については、下限転換価額を 69 円と設定しており、当該下限転換価額で本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数は 21,739,120 株（議決権数 217,391 個）であり、これに本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 59,377,900 株（議決権数 593,779 個）と合算した

総株式数は 81,117,020 株(議決権数 811,170 個)となり、希薄化率は 110.08%(議決権における割合は、総議決権数の 115.47%)に相当します。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の 25%以上となることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、当社は、本資金調達に伴う希薄化率が大規模な第三者割当に該当する規模となる点について検討し、本資金調達により調達する資金を、本資金調達の主な目的及び理由にしたがって、成長資金に充当することは、今後の当社の成長及び企業価値の向上に資するものと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。

また、今般の資金調達については、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合に交付される株式数 21,739,120 株に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 59,377,900 株を合算した 81,117,020 株に対し、取引所における当社普通株式の過去 6 か月における 1 日当たり平均出来高は 6,525,220 株であり、一定の流動性を有しております。さらに、当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は、本資金調達の必要性及び相当性につき検討し、本資金調達が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、当社としては上記のような希薄化が生じるものの、今回の資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、希薄化の規模が合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組 成 目 的	投資目的	
⑤ 組 成 日	2006 年 12 月	
⑥ 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約214百万米ドル (2026年 1 月31日現在)	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Tiger Holdings Ltd. (Tiger Holdings Ltd. の議決権 は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有)	
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	12 億 1,905 万 8,875 円
⑩ 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンド と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド 代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人と の 間 の 関 係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026 年 7 月 16 日現在におけるものです。

※ 当社は、EJS により紹介された EVO FUND 及びその 100%出資者かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、並びに EVO FUND の役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（代表取締役：古野啓介、住所：東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号 虎ノ門アネックス 6 階）に EVO FUND 及びその 100%出資者であるマイケル・ラーチ氏、並びに EVO FUND の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026 年 5 月 12 日時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は 2025 年 12 月に発行した第 1 回新株予約権（割当先：マッコーリー・バンク・リミテッド）による資金調達を進めてまいりましたが、当社の株価が当初の想定を下回る水準で推移したことにより、計画通り行使が進捗せず、当社の経営戦略上の必要資金調達が遅れてしまうこととなりました。そのため、2026 年 2 月頃より、資金及び資本調達方法の具体的な検討を行ってまいりました。そのような中で、当社の代表取締役フィリップ・ロードより割当予定先の関連会社である EJS に資金調達方法を相談した結果、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達に関する提案を受けました。当社内において協議・比較検討した結果、本新株予約権付社債により即座に資金を調達できることに加えて、本新株予約権により、当社の必要とする資金を調達できる可能性があるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。

なお、その後、第 1 回 AI インフラ投資の開示に伴う株価上昇によって第 1 回新株予約権の行使が完了し、合計 3,145 百万円（うち手取金 3,095 百万円）の調達ができましたが、株価の低迷により当初予定していた調達額である金 5,764,574,500 円（差引手取概算額：5,714,574,500 円）よりも実際の調達額は大幅に減少してしまったこと、及び既に進めていた今後の経営計画による資金需要が固まっていたため、本資金調達を止めずに進めることといたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を主たる目的として 2006 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。

当社取締役会において、上記の本スキームのメリット・デメリット及び割当予定先の実績を検討し、EVO FUND と協議した結果、既存株主の株式価値希薄化への配慮から、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であり、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、EVO FUND が割当予定先として適当であるとの結論に至ったため、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として EVO FUND を選定いたしました。

なお、割当予定先の関連会社である EJS が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジ業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の 100%子会社であります。

（注）本資金調達にかかわる割当は、日本証券業協会会員である EJS の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本件買取契約を締結いたします。

ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、制限超過行使を行わせないこと。

イ．割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本社債に付された新株予約権及び本新株予約権

の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ．割当予定先は、本新株予約権付社債又は本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本件買取契約において、割当予定先による本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。譲渡が行われることとなった場合には、当社取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である EVO FUND について、EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2026 年 2 月 28 日現在における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本資金調達に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、大株主である BAKKT OPCO HOLDINGS, LLC（常任代理人 EVOLUTIONJAPAN 証券株式会社。所在地 10000 AVALON BOULEVARD, SUITE 1000, ALPHARETTA GA 30009。代表者 CEO アクシャイ ナヘタ）は、その保有する当社普通株式の一部（上限 2,000,000 株）について割当予定先である EVO FUND との間で貸株契約を締結予定です。当該貸株契約における貸株料は年率 0%であり、貸借された株式は、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係るヘッジ取引を目的として使用されます。また、借入株式と同数・同種の株式が返還される予定です。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 2026 年 6 月 8 日現在	
BAKKT OPCO HOLDINGS, LLC (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)	21.05%
楽天証券株式会社	4.61%
株式会社 SBI 証券	2.36%
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	1.83%
RIZAP グループ株式会社	0.89%
野村証券株式会社	0.84%
モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	0.68%
三菱 UFJ e スマート証券株式会社	0.49%
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD(常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	0.47%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC(常任代理人 JP モルガン証券株式会社)	0.44%

(注) 1. 募集前の持株比率は、2026 年 6 月 8 日現在における発行済株式総数を基準として、2026 年 3 月 31 日付の株主名簿上の株式数を基に算出しております。

2. 割当予定先は、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使によって交付される当社普通株式の保有方針は純投資であり、原則として当社普通株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社普通株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

9. 今後の見通し

本第三者割当による 2027 年 3 月期連結業績に与える影響は軽微であります、開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

なお、今回の調達資金は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式数 10,869,560 株(議決権数 108,695 個)に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 59,377,900 株(議決権数 593,779 個)を合算した総株式数は 70,247,460 株(議決権数 702,474 個)であり、希薄化率(2026 年 6 月 8 日現在の当社の発行済株式総数である 73,690,348 株(総議決権数 702,476 個)を分母とします。以下同じです。)は 95.33%(議決権における割合は、総議決権数の 100.00%)に相当します。

なお、本新株予約権付社債については、下限転換価額を 69 円と設定しており、当該下限転換価額で本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数は 21,739,120 株(議決権数 217,391 個)であり、これに本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 59,377,900 株(議決権数 593,779 個)と合算した総株式数は 81,117,020 株(議決権数 811,170 個)となり、希薄化率は 110.08%(議決権における割合は、総議決権数の 115.47%)に相当します。

したがって、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」により、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本資金調達による調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないことに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、経営者から一定程度独立した者として、社外取締役監査等委員弁護士小野聡に加え、社外の弁護士石橋京士（一京綜合法律事務所所属。所在地 東京都新宿区新宿一丁目11番4号 TSKビル2階）、弁護士木谷倫之（ガーディアン法律事務所所属。所在地 東京都国分寺市南町3-22-12 マーベラス 国分寺Ⅱ3階）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年7月16日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

第1 本資金調達の必要性

1 貴社の経営状況

貴社は、従来、繊維・ファッション関連事業を中心に事業を展開してきたが、国内繊維産業及びきもの産業の市場縮小、新型コロナウイルス感染症後の消費者行動の変化、国際情勢の変化、物価上昇等の影響を受け、厳しい事業環境が継続している。

貴社グループは、2026年3月期まで8期連続で営業損失及び経常損失を計上しており、既存事業の収益性改善は引き続き重要な経営課題である。

貴社は、既存事業についてリストラクチャリング及び構造改革を継続しているものの、当該施策のみでは、短期的に営業黒字及びプラスのキャッシュ・フローを安定的に実現することには限界があると認められる。

したがって、貴社が企業価値の維持及び向上を図るためには、既存事業の改善に加えて、新たな収益機会を獲得するための資本施策及び事業投資を実行する必要性がある。

2 新経営体制における投資戦略との関係

貴社は、2025年以降、AIインフラ事業への投資及びデジタル資産の準備資産としての保有を基本方針とする新たな経営戦略を掲げている。

もっとも、AI関連投資は、その性質上、中長期的な投資であり、投資収益の実現はIPO、M&A、セカンダリー市場取引その他の流動性イベントに依存する。そのため、既存のAIインフラ投資のみでは、短期から中期にかけた財務安定性の強化及び継続的な収益創出能力の改善に直ちに結び付くものではない。

当委員会は、貴社が既存のAIインフラ投資方針を維持しつつ、当該戦略を補完する隣接領域への投資及び事業展開を行うことは、収益源の多様化、財務レジリエンスの向上、将来的な投資機会へのアクセス強化、並びに既存投資に係る流動性イベント発生時期への依存度低減という観点から、一定の合理性を有すると判断する。

3 前回ファイナンスの進捗状況を踏まえた追加調達の必要性

貴社は、前回ファイナンスとして第1回新株予約権を発行し、AIインフラ事業及びデジタル資産戦略の推進に必要な資金調達を企図していた。当該ファイナンスについては、新株予約権がすべて転換され、実際に資金調達が行われている。また、調達された資金については、貴社が成長投資案件として位置付けるSpace Exploration Technologies Corp. (SpaceX) 及びFigure AI Inc.の未公開株取得等に充当されている。当委員会は、前回ファイナンスにより調達された資金が実際に投資へ充当されていることから、貴社が資金調達後に具体的な投資行動を実施していることを確認した。

一方で、貴社株価が下限行使価額を下回る状況が継続したこと等により、新株予約権の行使は当初計画していた規模には達しておらず、実際の調達額は当初想定額を大幅に下回る結果となっている。その結果、貴社が当初計画していた AI インフラ投資及びデジタル資産戦略の遂行に必要な資金については十分に確保されておらず、追加的な資金調達ニーズが生じている。

当委員会は、前回ファイナンスが当初計画を下回る結果となったことについては重要な検証事項であると認識している。しかしながら、その主たる要因は市場環境及び株価動向に起因するものであり、貴社が成長戦略遂行のために必要な資金需要を有していること自体を否定する事情ではない。また、前回調達資金が実際に成長投資へ充当されていることを踏まえると、貴社が新たな投資機会の獲得及び企業価値向上を目的として追加の資金調達を検討することには一定の合理性が認められる。

第2 資金使途の合理性

1 資金使途の概要

本資金調達による差引手取概算額は 9,657 百万円とされており、貴社はこれを、未公開株投資、レアアース鉱山投資、ロボット・アズ・ア・サービス投資、ビットコイン投資及び運転資金に充当する予定である。

当委員会は、各資金使途について、既存事業又は AI 関連投資戦略との関連性、収益獲得可能性、リスク、資金配分の合理性及び投資実行時のガバナンス体制の観点から検討した。

2 未公開株投資

未公開株投資は、AI バリューチェーン、ヒューマノイド及びロボティクス、データ分析・インテリジェンス、DeFi/TradFi フィンテック等の成長領域において、プライベート・セカンダリー取引等を通じて未公開株式ポートフォリオを構築することを企図するものである。

当該投資は、短期的な売買益又は短期的な PL 改善を直接の目的とするものではなく、IPO、M&A、セカンダリー市場取引その他の流動性イベントを通じた中長期的なキャピタルゲイン獲得を目的とするものである。

当委員会は、当該投資について、既存の AI インフラ投資戦略との経済的及び戦略的接続性が比較的強く、貴社の成長投資ポートフォリオの中核となり得るものと評価する。

一方で、未公開株式は流動性が限定され、評価額の変動リスク、投資回収時期の不確実性、投資先情報の非対称性等のリスクを有する。そのため、投資実行に際しては、投資先の財務状況、事業計画、株主構成、流動性イベントの見込み、ロックアップその他売却制限、法務・税務・会計上の論点について十分なデューデリジェンスを実施する必要がある。

3 レアアース鉱山投資

レアアース鉱山投資については、AI エコシステムを支える風力発電設備、先端半導体、ヒューマノイドロボット等の次世代技術に不可欠な重要素材への投資として位置付けられている。

当委員会は、レアアースが AI 関連産業の上流に位置する重要素材であることから、AI 関連サプライチェーンへの戦略投資という意味では、一定の間接的関連性があると判断する。

もっとも、レアアース鉱山投資は、貴社の既存事業及び前回 AI インフラ投資との直接的なシナジーが必ずしも明確ではなく、資源価格変動リスク、カントリーリスク、許認可リスク、環境規制リスク、操業リスク、地質リスク及び投資回収リスクを伴う。

したがって、当委員会は、レアアース鉱山投資については、投資実行前に、鉱山権益の法的有効性、操業主体の信用力、埋蔵量及び採掘可能性、オフテイク契約の有無、環境・社会・ガバナンス上の問題、投資回収シナリオを取締役会において十分に検証することを条件として、その必要性を認める。

4 ロボット・アズ・ア・サービス投資

RaaS 投資は、日本企業向けに完全マネージド型のロボティクス・サービス基盤を提供することを目的とするものであり、少子高齢化に伴う構造的な労働力不足に対応する事業機会として位置付けられる。

当該投資は、単なる金融投資にとどまらず、米国企業との業務提携等を通じたロボティクス事業の展開を想定している点で、貴社の事業収益への貢献可能性を有する。

また、フィジカル AI 及びヒューマノイド分野への未公開株投資との相乗効果も期待される。

一方で、RaaS 事業については、貴社が従前から運営してきた既存事業とは事業特性が大きく異なり、技術導入、保守運用、販売チャネル、顧客獲得、サービス品質管理等に関する新たなオペレーションリスクを伴う。

したがって、当委員会は、RaaS 投資については、提携先との契約条件、収益モデル、初期投資額、損益分岐点、責任分担、保守・事故対応体制及び撤退条件を明確化した上で実行されるべきであると考えている。

5 ビットコイン投資

ビットコイン投資について、貴社は、短期的な投機目的ではなく、法定通貨の価値毀損リスクに対する長期的な資本保全戦略の一部として位置付けている。

もっとも、ビットコインは価格変動が大きく、会計処理、内部統制、カストディ、サイバーセキュリティ、税務、開示及び規制対応に関する論点を伴う。

貴社がこれまでビットコイン取得に至っていない理由として、機関投資家向けカストディ・インフラ、J-SOX 内部統制、法務・会計上の検討等のガバナンス整備を優先してきたことが説明されている点は、慎重な対応として一定程度評価できる。

当委員会は、ビットコイン投資については、価格水準、投資上限、保有目的、保管方法、権限管理、会計処理、損失発生時の対応方針及び開示方針を明確化し、取締役会において個別に承認した場合に限り実行することが相当であると判断する。

また、投資基準を満たさない場合には残余資金を未公開株投資へ振り替える方針は、資金の硬直化を避ける観点から合理性がある。

6 運転資金

上記各投資を実行するためには、投資実行資金のみならず、投資案件の発掘、デューデリジェンス、法務・会計・税務アドバイザリー、内部管理体制の整備、人材採用、システム整備その他新規事業立上げに必要な運転資金が必要となる。

当委員会は、新規投資戦略の実行に伴う管理コスト及び立上げ費用を運転資金として確保することには合理性があると判断する。

第3 本資金調達方法の相当性

1 本資金調達方法の概要

本資金調達は、EVO FUND を割当予定先として、本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行するものである。

本新株予約権付社債により、貴社は払込期日に 1,500 百万円を調達できる。他方、本新株予約権については、割当予定先による行使が行われることにより段階的に資金調達が実現する仕組みである。

当委員会は、当面必要となる一定額を本新株予約権付社債により即時に確保しつつ、残額については本新株予約権の行使により段階的に調達する本スキームは、即時の資金需要と一時的な希薄化抑制の双方に配慮した設計であると評価する。

2 他の資金調達方法との比較

貴社は、公募増資、新株式の第三者割当増資、株主割当増資、ライツ・オファリング、借入れ及び社債のみの負債調達等の代替手段を検討している。

公募増資については、貴社の時価総額、株式流動性、業績動向及び財務状況を踏まえると、必要額を確実かつ機動的に調達することは容易ではない。

新株式の第三者割当増資については、一度に資金を調達できる一方、即時かつ大規模な希薄化を生じさせるため、既存株主への影響が大きい。

株主割当増資については、既存株主の応募率が不透明であり、必要額を確実に調達できる見通しを立てることが困難である。

ライツ・オフERINGについては、実務上の制約、コスト、貴社の業績状況及び実施までの期間を踏まえると、適時性及び実現可能性に課題がある。

借入れ及び社債のみの負債調達については、資金調達自体は可能であっても、財務健全性を悪化させ、将来の資金調達余力を低下させる可能性がある。

以上を踏まえると、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせる本資金調達方法には、現時点における貴社の資金需要、機動性、財務健全性及び希薄化への配慮の観点から、一定の合理性が認められる。

3 本資金調達方法のメリット

本資金調達方法には、以下のメリットが認められる。

第一に、本新株予約権付社債により、貴社は払込期日に一定額の資金を即時に確保することができる。

第二に、本新株予約権付社債はゼロ金利であり、通常の借入れや普通社債と比較して金利負担を抑制できる。

第三に、本新株予約権については、行使価額が参照株価の 100%を基準として修正される設計であり、一般的なディスカウント付き MS フラントと比較すれば、市場株価からの乖離を一定程度抑制する効果が期待される。

第四に、本新株予約権の目的株式数は固定されており、株価下落により潜在株式数が無制限に増加するものではない。

第五に、行使停止条項、取得条項及び譲渡制限が設けられており、貴社が一定程度、資本政策及び市場への影響をコントロールできる設計となっている。

4 本資金調達方法のデメリット

他方で、本資金調達方法には、以下のデメリットが存在する。

第一に、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により、大規模な希薄化が生じる。

第二に、本新株予約権の行使は、割当予定先の判断及び株価水準に左右されるため、想定どおりに資金調達が進まない可能性がある。

第三に、株価下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、実際の調達額が当初想定を下回る可能性がある。

第四に、本新株予約権付社債については、転換が進まない場合又は償還請求がなされた場合、償還資金を確保する必要があり、財務上のリスクが存在する。

第五に、EVOFUNDは純投資目的であると考えられ、取得した株式を長期保有することを前提としていないため、市場売却による株価下落リスクが存在する。

当委員会としては、以上デメリットを個別検証したが、以下のとおり、本資金調達が、不相当との結論を出すまでのものではないとの結論を得た。その検討は以下の通りであるが、後記のとおりリスクについては慎重に対処するように、留意意見を付した。

第一 希薄化

臨時株主総会による既存株主の意思確認を行う必要性まではないといえること

上記のとおり、本資金調達により、既存株主にとって保有株式の希薄化という点においてデメリットを招来する可能性がある。

しかし、本資金調達においては、下記「希薄化を許容し得る事情」において述べるとおり、企業価値向上が見込まれ、このことは既存株主にとって利益をもたらすものである。

そして、本資金調達は確実かつ迅速に実行される必要がある。

他方で、貴社は証券取引所に株式を上場している上場会社であるため、貴社株主は市場に多数存在しており、臨時株主総会を開催し株主総会決議をとることは多大なる時間を要するため、臨時株主総会の開催は本資金調達の迅速性、確実性を損なう恐れがある。

そして、貴社は2025年以降、AIインフラ事業への投資及びデジタル資産の準備資産としての保有を基本方針とする新たな経営戦略を掲げており、同経営戦略は貴社の企業価値を向上させるものとして既存株主の意向に沿ったものであるといえ、また、本資金調達による資金使途は同経営戦略に沿うものである。

そのため、既存株主にとって保有株式の希薄化というデメリットを招来するものであるとしても、本資金調達の必要性、合理性が認められ、かつ、資金使途にも合理性が認められ、貴社の経営戦略に沿うものである以上、臨時株主総会を開催して既存株主の意向を問わなければならない、とまではいえないものと思料する。

第二 資金調達額の減少

資金調達額が減少した場合でも、資金使途については、貴社にとって重要性の高さにしたがって優先順位が付けられておりその順番は、第4 資金使途の合理性の記載順序によるものである。当委員会としては、この優先順位には合理性があるものと判断して、資金調達額が減少した場合には、優先順位の低いものの投資額を減少させることで、リスクを最小限に留めることができると判断した。

第三 二に同じ

第四 転換されないリスク

転換社債が転換されないことで、負債が残るというリスクは存在するが、行使されないリスクを最大限 回避するために、行使価格修正条項を付けたものであり、社債発行による調達は、本資金調達全体の13.5%の範囲に留められており、この%分の権利行使がなされないという事態は通常は想定できないので、リスクは低いものと判断した。

第五 大量売却による株価下落

当委員会としては、このリスクの存在は、既存の株主に対する影響として1 番懸念すべきものであると認識した上で慎重に議論した。権利行使制限が設けられていること、株価の下落は、新株予約権の権利行使をする者にとっても、リスクとなるので、権利行使者は、株価の下落を抑えるように慎重な権利行使をするものと考えられること、貴社において、権利行使を止めることができるという合意もなされていることから、当委員会としては、リスクを最小限に抑えられると判断した。

当委員会は、これらのデメリットが本資金調達における重要な検討事項であると認識している。

もっとも、貴社が置かれた経営状況及び資金需要を踏まえると、当該デメリットを考慮しても、本資金調達方法を採用することには相応の合理性があると判断する。

第4 発行条件の相当性

貴社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値評価について、独立した第三者算定機関に算定を依頼している。

当該第三者算定機関は、発行要項及び買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルを用いて評価を実施している。

貴社は、当該評価結果を踏まえ、割当予定先との協議により本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額を決定する予定である。

また、貴社監査等委員会は、第三者算定機関の独立性、算定方法及び前提条件に不合理な点が認められないこと等を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利な金額での発行に該当しない旨の意見を表明している。

新株予約権の価格評価については当委員会としても会計事務所の価値算定は、相当であると判断した。

当委員会は、以上の検討過程に照らし、発行条件の決定方法に特段不合理な点は認められず、発行条件は相当であると判断する。

第5 希薄化の相当性

1 希薄化の規模

本資金調達には、既存株主に対して極めて大きな希薄化をもたらす可能性がある。

特に、本新株予約権が全て行使された場合、貴社普通株式の潜在株式数は大きく増加し、議決権ベースでも大規模な希薄化が生じる。

さらに、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合及び前回ファイナンスの残存分も含めて考慮した場合には、希薄化率はさらに拡大する可能性がある。

当委員会は、本件における最大の問題点は、この希薄化の規模にあると認識している。

2 希薄化を許容し得る事情

もっとも、以下の事情を総合考慮すると、本件希薄化は、貴社の企業価値向上のために許容され得る範囲にあると判断する。

第一に、貴社は継続的な赤字状況にあり、既存事業の構造改革のみでは早期の業績回復が困難である。

第二に、貴社は新経営体制の下で AI 関連投資及び隣接領域への事業展開を進める必要があり、そのためには相応規模の資金が必要である。

第三に、他の資金調達手段により同規模の資金を機動的かつ確実に調達することは現実的に容易ではない。

第四に、本資金調達は、全額が直ちに株式発行として希薄化するものではなく、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を通じて段階的に希薄化が生じる設計である。

第五に、本新株予約権には行使停止条項及び取得条項が設けられており、貴社が一定程度、市場環境及び資金需要に応じて行使時期をコントロールする余地がある。

第六に、調達資金が貴社の成長投資及び収益基盤の構築に適切に充当されれば、中長期的には希薄化による不利益を上回る企業価値向上が期待される。

3 希薄化に関する留意事項

当委員会は、本件における希薄化規模が既存株主にとって重大な不利益となり得ることを重視している。また、前回ファイナンスにおいても、新株予約権の行使が市場環境及び株価動向の影響を受け、当初想定した資金調達額に達しなかった事実を確認している。そのため、本資金調達についても、発行決議時点で想定する調達額が必ずしも実現するとは限らず、新株予約権の行使状況によっては調達額が変動するリスクが存在する。

当委員会は、このような不確実性を前提として本資金調達の必要性及び相当性を評価した。もっとも、前回調達資金が実際に SpaceX 株式取得等の成長投資へ充当されていること、及び貴社が引き続き成長戦略遂行のための資金需要を有していることを踏まえると、前回ファイナンスの結果は本資金調達の必要性を否定する事情には当たらないと判断した。貴社は、本資金調達後においても、調達資金の充当状況、投資案件の進捗状況、新株予約権の行使状況及び市場への影響について、継続的かつ透明性の高い情報開示を行うべきである。

第6 割当予定先の相当性

割当予定先である EVO FUND は、国内上場会社の第三者割当案件において、新株予約権及び新株予約権付社債を引き受けた実績を有している。

貴社は、前回ファイナンスの進捗状況を踏まえ、2026年2月頃から改めて資金調達方法を検討し、その過程で EVO FUND の関連会社から本スキームの提案を受けた。

貴社は、本新株予約権付社債により即時に一定額を調達できること、本新株予約権により段階的な追加調達が期待できること、及び株価への一時的影響を一定程度抑制し得ることを評価し、EVO FUND を割当予定先として選定した。

当委員会は、EVO FUND が純投資目的であることに伴い、市場売却による株価下落リスクがあることを認識している。

しかしながら、EVO FUND が同種スキームに係る投資実績を有すること、本件買取契約に譲渡制限及び制限超過行使に関する規定が設けられること、貴社が他の現実的な割当先を確保することが容易ではないことを踏まえると、割当予定先の選定に特段不合理な点は認められない。

第7 当委員会の留意意見

当委員会は、本資金調達について必要性及び相当性を認めるが、貴社に対し、以下の点を強く留意するよう求める。

1 資金使途の厳格な管理

貴社は、本資金調達により調達した資金について、開示された資金使途に従って厳格に管理すべきである。

資金使途を変更する場合には、変更の必要性、合理性及び既存株主への影響を取締役会で十分に検討し、適時適切に開示すべきである。

2 個別投資案件の審査体制

未公開株投資、レアアース鉱山投資、RaaS 投資及びビットコイン投資はいずれも相応のリスクを伴う。

貴社は、各投資案件について、外部専門家によるデューデリジェンス、投資委員会又は取締役会における審議、リスク評価、投資後モニタリングを実施すべきである。

3 ビットコイン投資に係る内部統制

ビットコイン投資を実行する場合には、カストディ、秘密鍵管理、権限分掌、会計処理、税務、サイバーセキュリティ及び J-SOX 対応を含む内部統制を十分に整備した上で行うべきである。

4 希薄化及び市場影響への配慮

貴社は、本新株予約権の行使状況及び株価への影響を注視し、必要に応じて行使停止条項及び取得条項を活用するなど、既存株主への影響を可能な限り抑制するよう努めるべきである。

5 継続的な情報開示

貴社は、本資金調達後、調達資金の充当状況、投資実行状況、投資成果、事業進捗及びリスク発現状況について、株主及び市場に対して適時適切に開示すべきである。

第8 結論

当委員会は、前回ファイナンスの新株予約権がすべて転換され、調達資金が SpaceX 未公開株取得等の成長投資へ充当されたことを確認している。

一方で、株価低迷の影響により、実際の調達額は当初計画を大幅に下回っており、貴社の資金需要は引き続き存在している。

また、本資金調達についても、前回ファイナンスと同様に市場環境及び株価動向に左右される不確実性が存在する。

しかしながら、貴社が置かれた経営環境、既存事業の収益改善のみでは短期的な成長が困難であること、新経営体制の下で新たな成長投資を推進する必要性があること、及び他の資金調達手段による

同規模の資金確保が容易ではないことを総合考慮すると、本資金調達には必要性及び相当性が認められる。

したがって、当委員会は、本資金調達が貴社の企業価値向上及び株主共同の利益に資する可能性を有するものであり、必要かつ相当であるとの意見を表明する。上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、本日付の取締役会において、本資金調達を行うことを決議いたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	3,693,891	3,098,781	2,959,059
営業損失（△）	△190,588	△355,172	△462,015
経常損益（△は損失）	△130,422	△300,644	△482,505
親会社株主に帰属する当期純損益（△は損失）	19,426	△407,319	△537,257
1株当たり当期純損益（△は損失）（円）	0.35	△7.24	△9.26
1株当たり配当額（円）	-	-	-
1株当たり純資産額（円）	54.46	47.57	62.05

（単位：千円。特記しているものを除きます。）

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年6月8日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	73,690,348株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	58 円	49 円	45 円
高 値	61 円	62 円	1,013 円
安 値	47 円	30 円	35 円
終 値	48 円	45 円	155 円

②最近6か月間の状況

	2026年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	176 円	210 円	140 円	135 円	223 円	153 円
高 値	255 円	218 円	203 円	201 円	369 円	153 円
安 値	176 円	147 円	110 円	95 円	146 円	130 円
終 値	220 円	155 円	133 円	201 円	160 円	138 円

(注) 2026年7月の状況につきましては、2026年7月15日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2026年7月15日
始 値	135 円
高 値	138 円
安 値	134 円
終 値	138 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割 当 日	2025年12月15日
発行新株予約権数	140,500 個（新株予約権1 個につき100 株）
発 行 価 額	総額4,074,500 円（新株予約権1 個当たり29 円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	5,764,574,500 円（差引手取概算額：5,714,574,500 円）
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における 発行済株式数	59,640,348 株
当該募集による 潜在株式数	14,050,000 株
現時点における 行 使 状 況	行使済新株予約権数：140,500 個 （残新株予約権数：0 個）
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	3,145 百万円（3,095 百万円）
発行時における 当初の資金使途	① AI インフラ事業への投資資金：3,951 百万円 ② ビットコイン・トレジャリー戦略に基づく保有資金：988 百万円 ③ 運転資金：775 百万円
発行時における	① 2025年12月～2026年12月

支 出 予 定 時 期	② 2025 年 12 月～2027 年 2 月 ③ 2025 年 12 月～2026 年 12 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	① AI インフラ事業への投資資金：2,850 百万円 ② ビットコイン・トレジャリー戦略に基づく保有資金：0 百万円 ③ 運転資金：245 百万円 小計 3,095 百万円

以 上

Bitcoin Japan 株式会社

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 社債の名称
Bitcoin Japan 株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額
金 1,500,000,000 円
3. 各社債の金額
金 37,500,000 円の 1 種
4. 払込金額
各本社債の金額 100 円につき金 100 円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 本新株予約権付社債の券面
無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率
本社債には利息を付さない。
7. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 申込期日
2026 年 8 月 3 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日
2026年8月3日

10. 募集の方法
第三者割当の方法により、EVO FUNDに全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

- (1) 本社債は、2027年8月4日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号に定めるところによる。
(2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
(3) 繰上償還

① 当社の選択による繰上償還

当社は、本社債の払込日以降の任意の日を償還日として、いつでも、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還することができる。かかる償還を行うために、当社は、償還日の2週間以上前に、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して、書面により償還に必要な事項を記載した通知を行う必要があり、当社は、償還日において、残存する本社債の一部又は全部を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

② 社債権者の選択による繰上償還

(イ) 組織再編行為による繰上償還

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本新株予約権付社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降のいずれかの日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還する。

(ロ) 上場廃止等による繰上償還

当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から償還すべき日の翌銀行営業日前に事前通知を行なったうえで、書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還する。

(ハ) 大株主の異動による繰上償還

当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味する。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本新株予約権付社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還する。

(ニ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本新株予約権付社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本号において「繰上償還日」という。）の 10 営業日以上前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- (ホ) 本新株予約権付社債権者は、本社債の払込日から 3 か月が経過した日以降、取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が下限転換価額（下記第 12 項第(4)号④に定義する。）を 5 取引日連続で下回った場合、当該日以降いつでも、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に対して書面で通知することにより、繰上償還日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

12. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

① 種類

当社普通株式

② 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産

当該本新株予約権に係る本社債

② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

③ 転換価額

転換価額は当初 138 円とする。但し、下記④又は⑤の規定に従って修正又は調整される。

④ 転換価額の修正

- (イ) 転換価額は、割当日の 2 取引日（取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がなされ、以後 2 取引日が経過する毎に修正が行われる（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本号に基づく修正が行われる場合、転換価額は、修正日に、当該修正日に先立つ 2 連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限転換価額を下回る場合、下限転換価額とす

る。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、転換価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において下記第⑤号の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前3取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの本新株予約権付社債の転換ができない期間(以下「株主確定期間」という。)、及び②当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、転換価額の修正は行わないものとし、その場合、次に転換価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、2取引日が経過する毎に、上記(イ)に準じて転換価額は修正される。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使(以下「制限超過行使」という。)に該当する場合であって、上記(イ)及び(ロ)の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合(以下「株式分割等」と総称する。))が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。)(以下「発行決議日終値」という。)を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

(ニ) 下限転換価額は、当初69円とする。

(ホ) 下限転換価額は、下記第⑤号の規定を準用して調整される。

⑤ 転換価額の調整

(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社株式が交付され、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{1株あたりの} & & \\ & & & & \text{交付普通株式数} & \times & \\ & & & & & & \text{払込金額} \\ & & & & & & \\ \text{調整後の} & = & \text{調整前の} & \times & \text{既発行普通} & + & \text{時 価} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & \text{株式数} & & \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付普通株式数} \end{array}$$

(ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行する場合(但し、無償割当てによる場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、合併若しくは株式交付により当社普通株式を交付する場合、又は当社若しくはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員若しくは使用人に、報酬の目的で、当社普通株式を発行し若しくは処分する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式分割又は株式無償割当により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- (c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、第2回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全部が当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当の場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(ニ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (e) 本号(a)乃至(c)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前の} & \text{調整後の} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前の転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後の転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (ハ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前の転換価額に代えて調整前の転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (ニ)(a) 転換価額調整式の計算については、0.1円未満の端数を四捨五入する。

- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- (c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (h) 上記(v)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - (a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (h) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(v) (e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間は、2026 年 8 月 4 日から 2027 年 8 月 3 日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
 - ① 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
 - ② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
 - ③ 当社が、第 11 項第(3)号①及び②(i)乃至(h)に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
 - ④ 当社が、第 14 項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降
 - ⑤ 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、これらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中。この場合には停止期間その他必要な事項を当該期間の開始日の 1 か月前までに本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合

はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第 19 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
- ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- ④ 本号①の規定に基づき本新株予約権の行使請求が行われた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対し、Bitcoin Japan 株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 2 回新株予約権買取契約証書及び本新株予約権付社債の発行要項に基づき本新株予約権付社債権者の本新株予約権の行使請求が可能である場合には、本新株予約権の行使を拒否することができない。

(10) 新株予約権又は社債の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- ① 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- ③ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- ④ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 当社が第 11 項、第 12 項第(4)号④若しくは⑤、同項第(11)号又は第 13 項の規定に違背し、3 銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

15. 社債管理者

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

16. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）
Bitcoin Japan 株式会社 本社 管理部

東京都墨田区横網一丁目 10 番 5 号 国技館フロントビル 3F
17. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法
本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。
18. 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
(2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
(3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
21. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

Bitcoin Japan 株式会社

第 2 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 Bitcoin Japan 株式会社第 2 回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 6,531,569 円(本新株予約権 1 個あたり 11 円)
3. 申込期日 2026 年 8 月 3 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 8 月 3 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 59,377,900 株(本新株予約権 1 個あたり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 593,779 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 11 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初 138 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の 2 取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)後に初回の修正がなされ、以後 2 取引日が経過する毎に修正が行われる(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称し

て「修正日」という。）。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ2連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」という。）及び②当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、2取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使（以下「制限超過行使」という。）に該当する場合であって、本項第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。）（以下「発行決議日終値」という。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。
- (4) 下限行使価額は、当初69円とする。
- (5) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換、合併若しくは株式交付により当社普通株式を交付する場合、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、報酬の目的で、当社普通株式を発行し又は処分する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、

株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがある取得請求権付株式を発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第1回転換社債型新株予約権付社債を除く。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年8月4日から2027年8月4日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の2週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権1個あたりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2027年8月4日に、本新株予約権1個あたり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合に

は、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上